

[事案 2021-221] 損害賠償請求

・令和4年3月17日 裁定終了

<事案の概要>

担当者によるクレジットカード払いに関する説明不足があったことを理由に、損害賠償を求めて申立てのあったもの。

<申立人の主張>

令和2年4月に、保険料の支払方法をクレジットカード払いで契約した変額保険について、契約にあたり、担当者から、保険会社がクレジットカード会社へ請求する日にちによっては保険料が2ヶ月分合算して請求されることがあることについて、説明を受けていないことから、既払込保険料と解約返戻金の差額を損害賠償してほしい。

<保険会社の主張>

約款において、契約者はカード会社の会員規約等にしがって、カード会社に保険料相当額を支払うことを要する旨が規定されていることから、申立人の請求に応じることはできない。

<裁定の概要>

1. 裁定手続

裁定審査会は、当事者から提出された書面にもとづく審理の他、募集時の状況等を把握するため、申立人に対して事情聴取を行った。

2. 裁定結果

上記手続の結果、担当者による説明不足があった等とは認められず、その他保険会社に指摘すべき特段の個別事情も見出せないことから、和解による解決の見込みがないと判断して、手続を終了した。